

## 匿名の著者を探すミステリー

### 一 一六世紀イングランドのある対話編のこと

戦後六〇年を過ぎ、戦争体験者がしだいに少なくなってきた、かつて日本人の誰もがもっていた不戦の思いが風化してきたといわれる。自ら体験しないと身につまされるといふ切実さをもたないことは事実であるが、体験しなければ真実がわからないといえば、それは学問の意義を否定することにならないか、などと考えて、ちかごろ思い出すのは、若いころ読んだ一六世紀イングランドのある対話編のこと、その中で学問を論じてプラトンを引き、「王が学<sup>ソフア</sup>者であるか、学者が王であるような<sup>コモン・ウィール</sup>国はさいわいであ

る」などというせりふは、現代日本に生きる者には痛切にひびく。

松村幸一

ふりかえてみると、出口勇蔵先生のもとに五人の大学院生が集まってその書物（以下、便宜上『対話編』と略称する）の輪読会が開かれたのは、一九五五（昭和三〇）年から翌年にかけてのことであるから、ちょうど半世紀も前のことになる。『対話編』は最初一五八一年にロンドンで出版されたのであるが、わたしたちが読んだのは、エリザベス・ラモンドが、印刷本以前に書かれたある写本を綿密に校訂・編集して一八九三年に出版したものの一九二九年再版本で、輪読会の結果は一九五七（昭和三二）年一月、

出口先生の監修によって翻訳・出版された。<sup>(1)</sup>

『対話編』がとりあげた一六世紀イングランドは、一四八五年、ばら戦争を制して王位についたヘンリ七世に始まるテューダー絶対王政の時代であり、その子ヘンリ八世のもとでカトリック教からイギリス国教への宗教改革、修道院解散による新貴族・ジェントリへの土地移動が始まる。毛織物工業の勃興、いわゆるマニファクチュア時代の開始、土地囲いこみによる耕地の放牧地への転換と農民収奪、これに抵抗して一五四九年、少年王エドワード六世のもと、「ケットの反乱」で頂点に達して政府を震撼させた民衆運動があり、「流血の女王メアリ」のもとで一時カトリックへのゆりもどしがあつたが、世紀後半エリザベス女王の治下、とりわけ一五八八年、スペインの無敵艦隊を撃破して、後年七つの海を支配する端緒を開いた。『一六世紀の農業問題』や「ジェントリの勃興」を書いたR・H・トニーにちなんで「トニーの世紀」と呼ばれたこの世紀は、まさしく激動の時代であつた。

『対話編』の登場人物は五人。ジェントルマンあるいは土地所有者を代表するナイト（騎士）が司会役をつとめ、囲いこみにたいして百姓が、物価騰貴にたいして帽子製造

業者が、都市の衰微について商人が、というように農業、手工業、商業という産業をそれぞれ代表する三人の苦情を引き出し、その原因について議論をしたうえで、ドクター（学者）にその原因と解決策を聞くという仕組みになっている。「対話の著者と成立事情」、「対話の思想と政策」については共訳者の山下博氏によって、「対話の経済史的背景」については同じく武暢夫氏によって、それぞれすぐれた解説が書かれているのでそれに譲り、ここでは高橋誠一郎氏が、つとにこの書物について、「近世経済思想史の第一頁に記載せらる可き一大奇書」、「実に英国経済学の濫觴しやうとも称せらるるを得可きもの」あるいは「中世的都市経済の境地を脱却して、近世的国民経済の見地より立論」と経済学史上の高い位置づけを与えていることを紹介するにとどめる。<sup>(2)</sup>

ところで、一五八一年本にその著者名はW・S・ジェントルマンと書かれており、ラモンド本の副題にも「一五八一年初版、通常W・Sの著とされる」とあるように、このW・S氏なる著者はいったい誰か、という問題の追究が、その後研究者たちによって推理小説における犯人探しさながらに展開されることになる。匿名の著者を探すミス

テリーのいきさつをふりかえって追ってみよう。

## 二 ラモンドのヘイルズ説と

### ルブランシュのスマイス説

ラモンドが対話編の底本とした写本の一つは、ケント州史家ウィリアム・ランバード (William Lambard 一五三六〜一六〇二) なる人物が持っていたもので、その写本に書かれたランバード自身の覚書によつて次のことがわかった。すなわち、写本は一五六五年に筆写してもらつたが、ヘンリ八世かエドワード六世の治世にサー・トマス・スマイスもしくはジョン・ヘイルズによつて著わされたものである、と。

ラモンドが発見したランバード写本の覚書によつて、ときにシェイクスピアではないかと取沙汰されたこともあり、またウィリアム・スタフォードであると主張されたこともある W・S というイニシャルが実際の著者ではなく、すでに一五六〇年代に著者としてのスマイス説とヘイルズ説があつたことが判明した。

こうして二人にしばらくられたジョン・ヘイルズとサー・トマス・スマイスのうち、ラモンドはヘイルズ説をとつたのに

たいして、一九三四年、『対話編』のフランス語訳において、ジャン・イヴ・ルブランシュはスマイス説を主張する。出口監修訳書で山下博氏によつてなされた丹念な解説にしたがつて、二つの説の要点をかいつまんで紹介しよう。

### ラモンドのヘイルズ説

まずラモンドは『対話編』が扱っている年代を、対話に出てくる困いこみ委員会の発足、毛織物に対する課税等々の諸事実から一五四九年秋と推定。同様に、対話が事実行なわれたものと仮定してその場所をコヴェントリとし、登場人物については、實在の人物としてナイトのモデルをジョン・ヘイルズ、ドクターのモデルをヒュー・ラティマー (Hugh Latimer 一四八五?〜一五五五、メアリ女王治世下異端として火刑に処されたプロテスタントの聖職者) に擬したうえで、著者そのものもヘイルズであると主張した。

ジョン・ヘイルズ (John Hales c. 一五七二) は、一五四八年の議會に席を占め、困いこみ対策の法案を提出し、同年、摂政サマセット公によつて任命された困いこみ委員の一員としてミッドランド諸州で活動したが、一五四九年一〇月、サマセット公の失脚とともに大陸に亡命した。

ラモンドがヘイルズ説の手がかりにしたのは、『対話編』の「はしがき」で「わたし」（著者）が（a）国王評議会に属していない、（b）議会の一員であった、（c）仕事がひまになった、という三つの条件で、それらはすべてヘイルズにあてはまるといふ。（c）については大陸に亡命してひまができたというわけである。そのほか、ラモンドは著者がドクターの意見に共鳴し、古典にたいする素養と深い学識をもつ教養人であり、対話の舞台となったコヴェントリのことをよく知っていた、などをあげてヘイルズ説を主張するとともに、スミス説にたいするいくつかの反証をあげる。スミスは、（a）エドワード六世の時代に議員ではなかった、（b）困いこみ委員会と関係がなかった、（c）コヴェントリとつながりがない、（d）貨幣問題の専門家ではあったが彼の意見は『対話編』の主張と矛盾する、と。

山下氏はラモンドの仕事を「研究に画期的な前進をもたらす」「超人的な努力による古文書の渉獵を背景」としたものであると高く評価しながら、同時に、ラモンドのヘイルズナイト著者説については、ナイトの思想は『対話編』のドクターによって展開されるその中心思想ともヘイルズの実践活動とも矛盾する、という鋭い指摘をおこな

い、ラモンドのヘイルズ説は「確実なきめ手を欠く」として、ルブランシュのスマイス説を紹介する。

#### ルブランシュのスマイス説

ルブランシュはまず、ラモンドが『対話編』の著者をナイトとしたことに疑問を呈する。その理由は、「はしがき」で「わたし」（著者）がナイトから聞いたことをお話しするといっていること、また「わたし」（著者）は道徳哲学を研究したといっている教養人であるが、ナイトは対話の中で、ドクターからこれまで聞いたことのない学問のことを聞いたといっており、彼が学問のある人とは考えられない。また同じく「はしがき」で著者は国王評議会に属していないといっているが、ナイトは対話の中で、評議会や議会に出ていたといっている。このようにルブランシュは著者ナイトヘイルズ説を否定してスマイス説を展開する。

ではサー・トマス・スマイス（Sir Thomas Smith 一五二一～七七）とはいかなる人物か。

スマイスはケンブリッジ大学を卒業後、同大学で自然哲学等を講じたが、大陸に渡りイタリアで民法学博士、帰国してケンブリッジ大学で法学博士の称号を得、一五四三～四

四年、同大学でローマ法欽定講座担当教授となった。宗教的にはプロテスタントで、一五四七年にイートンの修院長とカーライルの司祭長を兼ねた。政治家としては、エドワード六世の治下（一五四七～五三）摂政サマセット公に任せられ、一五四八年四月国務卿の職につき、翌年ナイトに叙せられた。サマセット公に忠実であつた彼は、一五四九年一〇月、公の失脚とともに公職を失い、カトリックのメアリ女王の治世下（一五五三～五八）も不遇であつたが、エリザベス女王の即位とともに国政に復帰して再び国務卿をつとめた。スミスは政治家であるとともに、多方面の深い学識をもつ学者でもあつた。主著とされる『英国国家論』(De Republica Anglorum) は死後一五八三年に出版された。

さてルブランシュは、対話の年代と舞台についてはラモンド説を認め、論点をもっぱら著者の問題にしぼる。山下氏によつて整理されたルブランシュの論点を要約して列挙しよう。

①『対話編』で、ドクターは改鑄による悪質貨幣の弊害を指摘しているが、スミスは改鑄を是認しこのドクターの見解と対立するとラモンドはいふ。その根拠は、ストライ

プの書いたスミス伝中、スミスが改鑄によつて生ずる造幣局の利益にふれているといふ文言のみであり、この記述だけでスミスが改鑄の弊害を認めなかつたと断定するのは早計である。②スミスは貨幣問題の専門家であつたが、ヘイルズの他の著作をみても貨幣問題に関心をもつていたようすがない。③執筆時期とされる一五四九年秋、亡命直後のヘイルズが落ち着いて執筆する余裕はなかつたはず。④スミスはナイトでもあり聖職者でもあつたから、『対話編』のナイトとドクターはスミスの人格を二分したものの。⑤スミスが多くの僧祿を兼任したことでドクターのこれにたいする非難とが矛盾しているとされるが、スミスは一五五四年僧祿を放棄している。⑥困いこみが問題になつた一五四八年、スミスはブラッセルに派遣され国内にいなかつたといわれるが、八月には帰国していた。⑦大学の衰微、外国の知識、戦争の経験(ナイト)が語られていることはスミスの経歴と合致する。⑧W・Sはスミスの甥で相続人であつたウイリヤム・スミスであると考えればスミス説が真実性をもつ。

以上のように、山下氏はラモンドのヘイルズ説とルブランシュのスミス説を仔細に紹介したうえで、にもかかわら

ず、結論としては、問題が依然として未解決で、二つの説は平行線歩んでいるという慎重なものであったが、当時ルブランシュを読んでいかなかったわたしは、単純にして軽率にもラモンドにひきずられて、この『対話編』を仲間うちでは「ヘイルズの本」と言ったりしていたものである。

### 三 ヒューズのスマイス説

わたしがエドワード・ヒューズの新しいスマイス説を知ったのは最近のことであるが、その論文が出たのは一九三七年である。<sup>6)</sup>

まずヒューズはラモンドが知らなかった二つの写本をあらたに発見して、これらの写本の存在自体にスマイスとのつながりを見ようとする。一つはハットフィールドのソールズベリ伯所蔵のコレクションにある写本 (Hatfield MS) で、ヒューズはこれがウィリアム・セシル (William Cecil 一五二〇〜九八) の物であることはほとんど確実であるという。初代ソールズベリ伯のロバート・セシルはウィリアム・セシルの次男であり、このウィリアムは摂政サマセツト公の秘書として国務卿のサー・トマス・スマイスとともに仕え、スマイスは自分の著作をセシルに贈ったこともあり、

晩年にいたるまでセシルと親しい仲であったことがヒューズの推測の背景にある。第二の写本はイエルヴァートン写本 (Yelverton MS)。ロバート・ヒール (Robert Beale 一五四一〜一六〇一) なる人物が集めた著作類を娘婿のサー・ヘンリー・イエルヴァートンが相続したゆえイエルヴァートン・コレクションとよばれるものの中の写本。このコレクションの中には前記『英国国家論』その他スマイスの諸著作が含まれている。エリザベス女王の即位後、一五六〇年代から七〇年代にかけて大使に任命されたスマイスが、自分の著作をフランスへ持参したことがわかっているから、当時フランスにいてスマイスと親しかつたビールがその写本を手して、スマイスの他の著作といっしょにまとめてくつたものとヒューズは推定する。

つづいてヒューズは、ヘイルズの見解と経歴からして、彼が『対話編』の著者とは考えられない理由を列挙する。ヘイルズと『対話編』との主張の違いについて。ヘイルズは物の不足、飢饉、病気などは天罰だといっているが、『対話編』では食料品の騰貴は神様のせいではないと商人に語らせている (訳書一六ページ、以下本文のカッコ内では訳書のページ数のみを記す<sup>7)</sup>)。ヘイルズはローマ法のイング

ランドへの導入に反対したが、『対話編』ではナイトがローマ法学者から聞いたその法律の格言を紹介している(五三ページ)。またヘイルズは織物輸出関税の引上げを主張したが、『対話編』のドクターはそれを非難している(九八ページ)。ヘイルズは困いこみが正しい場合の理由をどこにもおいていないが、ドクターはのべている(良い困いこみもあると知っていることを指すのか?五三ページ)。ヘイルズ説にたいする最大の異論は、彼が貨幣問題に関する特別の知識をもっていなかったことで、ヘイルズは一五五九年に帰国して通貨改革を主張したが、それは国外で不利な為替レートで困ったゆえのことにすぎない。

ヘイルズの経歴についていえば、著者の代弁者をつとめたのがナイトであれドクターであれ、ヘイルズはナイトでもローマ法学者でもなかったから彼にはあてはまらないとヒューズはいう。ヘイルズは知られる限り未婚であったが、ナイトは息子について語っており(一九ページ)、足に障害のあったヘイルズは武器をとれなかったであろう(軍人としてのナイトの発言は二二、九一ページ)。ナイトは議会や評議会で困いこみ問題の論議を聞いたといっているが(一三〇ページ)、ヘイルズは評議会にいなかったし、一五

四八年にプレストン (Preston) を代表する議員であったが、一年後にしりぞけられ、その後一〇年間は国外にいた。またルブランシュ説の③と同様、ヘイルズの貧しい国外流浪が、『対話編』の特徴である哲学的静謐にいたりえなかったことは周知のことである、とヒューズはいう。W・Sとの関連については、ルブランシュの⑧と同様にウイリアム・スミスと想定して、著者がヘイルズであったら、ヘイルズの死後一〇年たつて出版したW・Sとの関係をどのように説明できようか?としている(ヘイルズの死は一五七一年)。

ひるがえつてヒューズは、スミスが『対話編』の著者であることを主張するために、彼の経歴、思想、著作の好み等、多くの論点を提示する。

ラモンドがヘイルズ説の最初の手がかりにした三つの条件のうち、(a)国王評議会の一員でない、(c)仕事がひまになつた、という二点について、ヒューズはこれをスミスに適用する。すなわち、摂政サマセット公に最後まで忠実であったスミスは、一五四九年一〇月、公の失脚によって国務卿と評議会の地位を奪われ、エリザベス女王の時代まで政務につかなかつたので、その間「国王評議会に属さ

ず、『対話編』を執筆する「十分なひま」をもつことができた、と説明する。

『対話編』の登場人物とのかかわりについていえば、古典の深い学識をもち、プラトンの愛好者、トマス・モアやエラスムスの賛美者であったスミスは、ドクターの言葉で語る資格があるだけでなく、ナイト、枢密顧問官、議員でもあり、ローマ法の訓練を受け、イートン修院長、カーラの司祭長の経歴などは、同時代人のなかでほとんどただ一人、『対話編』のなかの数人を代弁できる人物である、という。スミスが家族関係によって織物商組合と緊密に結びついていたとして商人の代弁者にもなりえたという。

ヒューズはまた、『対話編』で引用された古代ローマの著作家ウエゲティウス、コルメラおよびウィトルウィウスの書物(二七〇八ページ)をスミスが自分の蔵書として持っていたこと、著作の形式として対話編を好んだこと、生存中の出版をきらったこと、著作に詳細な目次表を付した点で『対話編』と『英国国家論』との類似をあげる。

スミスが毛織物工業の中心地マールバラ (Marlborough) の都市を代表する議員であったとするヒューズの指摘は、これが事実とすれば、彼が議員でなかったことをス

ミス不適格条件の一つ(a)としたラモンドにたいする有力な反証であろう。同じくラモンドがスミス説を否定する根拠(b)として、スミスが困いこみ委員会と関係しなかったことについて、ヒューズは、スミスがヘイルズと同様にサマセット公の反困いこみ政策に共鳴し、一五四九年夏に考案された困いこみの害悪を調査するための草案は彼の手になるものであったという。

『対話編』の主要な主題の一つ、物価騰貴の原因としての貨幣悪弊問題に関して、ラモンドはスミスをしりぞける理由として(d)、彼の意見は『対話編』の主張と矛盾するとした。これにたいしてヒューズは、一五四九年六月二二日付のスミスからサマセット公宛の手紙をとりあげ、そこで彼は財政の見通しを詳細に論じ、政府が造幣局にたよって生きることはもはや不可能であると論じた。スミスが造幣局の役人の詐欺行為に苦情をのべ、処罰を要求してもいたことは、ドクターの発言に反映している(二一五、一二七ページ)。ラモンドがスミスの貨幣観として依拠したストライプのスミス伝について、ヒューズはルブランシユと同じく、これはラモンドの完全な誤解にもとづくものであり、同じ伝記から「良質の貨幣が鋳造されるようにとのス

ミスの忠告にしたがって、これらの劣ったテストン貨幣の鑄造は禁止された」と書かれた脚注を引用し、同じ伝記でストライプは、イングランドが対外遠征で金銀を費消し、銀貨の三分の二は銅となり残っている純銀は三分の一あるやなし、と書いたスミスの文章を引用していることも紹介している。

そのほか、スミスがケンブリッジ大学の経験から得たとみられる大学のカリキュラムその他大学・学問論（二二ページ以下）、教会法改訂の委員会に仕えたことから得た聖職者や教会の腐敗に関する知識（二四三〜五五ページ）、フランスのもつ常備軍は滅亡のもと（二〇二ページ）という発言は元フランス大使ならでのもの<sup>(11)</sup>。これらの発言はヘイルズよりもスミスのほうに著者としてのより強固な資格を与える、とヒューズはいう。

最後にヒューズはW・S問題にふれ、ルブランシュと同様にウイリヤム・スミス説をとり、サー・トマス・スミスが晩年自分の著作を改訂する機会をもったこと、伯父によって時代にあうように改訂された草稿を発見したウイリアムが、アイルランドでおかした不首尾（後述）を許してもらったエリザベス女王への献呈の辞を付して出版したも

のと推定して筆をおいている。

以上、ヒューズの提起は状況証拠といえばそのとおりだが、スミス説を数歩すすめたといえよう。

#### 四 デュアアのミス説

ルブランシュのミス説にあまり注意を払わず、ましてヒューズ論文も最近まで知らなかったわたしは、前にのべたように、長い間『対話編』を「ヘイルズの本」と思いこんでいた。そのため、ジョン・サースクの『イングランド・ウエイルズ農業史・第四卷一五〇〇—一六四〇年』を読んで、サースクがミス説を採用していることを知り、いつのまにミス説が市民権をえたのか、と不思議に思った記憶がある。一九六七年のことである。サースクは『対話編』の同じ箇所を二度引用し、囲いこみ対策としてドクターが語った「耕作からあがる利益を、牧畜業者や牧羊業者と、同じ割合にすることすね」（五七ページ）という言葉をサー・トマス・スミスのものと明示している<sup>(12)</sup>。

違和感をおぼえながらも深く追究しないままに月日がたち、メアリ・デュアアの編集になる新しい『対話編』の存在を知り、そのレプリカ版を丸善から入手したのが一〇年

ほど前のことである。

デュアー版『対話編』は、五つの写本のうちイェルヴァートン写本が省略と誤りが最も少なく原草稿に最も近いものとして、これを底本としている。デュアー本は副題を「サー・トマス・スミスの著とされる」としているように、スミス説を前提とするものであるが、その序論を読むと、彼女はこの新『対話編』を出版する三年前にスミス説を主張する論文を書き、さらにその二年前にスミスの伝記を書いていことがわかる。わたしは、新スミス伝↓それに依拠した著者スミス説論文↓デュアー版『対話編』、という彼女の執筆順とは逆の順序でさかのぼって読んでいったわけであるが、ここではスミス説論文を中心に紹介する。

ルブランシュやヒューズの研究にもかかわらず、スミス説はまだヘイルズ説に対抗しえていないとみるデュアーは、スミスの生涯と著作の検討によって、スミス説の証拠を多く提出することができると考える。

### 執筆の時期

まず『対話編』が扱っている時期について、デュアーは

一五四九年夏の終わりとする。ラモンドがスミス説を排除した理由の一つは、著者が「はしがき」で「仕事がひまになつた」と書いているけれども、国務卿として多忙なスミスがひまのあるはずがない、ということであり、ヒューズも、執筆の時期をサマセット公が失脚してスミスが公職を追われてひまができた一五四九年一〇月以降としたのである。これにたいしてデュアーはみづから研究したスミス伝にもとづいて、スミスが一五四九年七月から九月中旬まで休暇を強いられていたという新しい事実を提出する。

ヒューズも引用していた一五四九年六月二二日付、スミスからサマセット公宛の手紙は、貨幣の悪幣を止めて厳しい財政政策を採用するやうにという忠告であったが、これはサマセット公に拒否されたばかりでなく、スミスはイートン・カレッジに事実上追放され、ようやくロンドンに帰ることを許されたのは九月末のことであった。この間スミスは彼の仕事を引き継いだウィリアム・セル宛七月一九日付の手紙で、「わが国の悲惨な状態」を嘆き、社会的災厄の問題に没頭している旨を書き送っていることからして、『対話編』が書かれたのはまさにこの数週間であった、とデュアーはいう。しかもその著作は、『対話編』の中で

ドクターがいったように「陛下のお仕事にくちばしをいれるのは危険」(二二〇ページ)であったから、罪を犯すおそれのない形で書かれねばならなかった。このようなスミスの匿名による発言は、一五四二年のギリシア語発音論争の時も、一五六一年の『女王の結婚に関する対話』の時も行なわれたとデュアーは指摘する。<sup>(18)</sup>

『対話編』とスミスの著作との類似

ラモンドはストライプのスミス伝に依拠して、貨幣改鋳政策を是認したとみなしたスミスの見解が、『対話編』のそれと対立すると考えた。これにたいして、ルブランシュもヒューズも疑問を呈したが、デュアーもこのラモンドの見解にたいする反証を押し進める。

ストライプが実物を読まずカタログで知ったというスミスのサマセット公宛の手紙が、前述の、スミスが追放される原因となった六月二二日付のものであるとすると、スミスが改鋳に反対していたことは明らかであるが、デュアーはさらに別の新しい証拠を提出する。

デュアーはスミスが一五六二年に書いた「ローマの歩兵の賃金」または「ローマ人の貨幣に関する一論」<sup>(19)</sup>と題する

論文の中に、貨幣問題に関する『対話編』の主張が繰り返されているとして、例をあげて両者を対照させる。

『対話編』——その問題は、こんにちの物価騰貴そのものの原因でもあり、また、わが国が目に見えて貧しくなっている主な原因でもある、とわたしは思っています。もしそれがすみやかに改められなければ、やがては、わが国の破滅のもとになるかもしれないのです。その問題とは、つまりわが国の铸貨や貨幣の品質の低下、というよりはその悪化の問題なのです」(七四ページ)、「铸貨の改鋳こそがこの物価騰貴の原因であり、だから結局そのほかの不幸の原因であるということ」(一一二ページ)。

「ローマの歩兵の賃金」——貨幣の品位の低下は、国が衰亡し絶えず破滅を続けることを示す明らかなるしである。というのは、貨幣の品位が下がるにつれて、すべての物の値段があがるからである。<sup>(20)</sup>

また『対話編』でドクターは、「陛下は歳入の大部分をご自身の費用にあてておられ、しかもその額はきまっています。ですから、陛下はこの物価騰貴によって、とりわけ铸貨の改鋳によって、いちばん損害をうけられたのです」(三五ページ)といっているが、他方「ローマの歩兵の賃

金」も、物価が上がると破滅するのは君主であることを強調し、それは「君主が自分とその領地にたいへん多くのものを持ち、またそれらを必要としているからである」といつている<sup>(21)</sup>。

しかも『対話編』も「ローマの歩兵の賃金」も同じ誤った見解を共有していることをデュアーは指摘する。

『対話編』は、鑄造貨幣における銀と金の比率は一二対一という固定不変の率であつて、この比率はプラトンの時代も今も変わらないと述べている(一一八ページ)が、デュアーは「ローマの歩兵の賃金」から次の文章を引用している。「わが国の金と銀との比率は、最初一二対一という本位で確定され、それでわが国の法定銀貨とわが王国の法定金貨であるエンジェル貨との間にその比率が今も続いており、そこで金一オンスは銀一ポンドの値打ちがあつたし今にいたるまでそうである」<sup>(22)</sup>。

ヒューズは『対話編』に引用された著書のうち三人のものをスミスが所蔵していたことを指摘したが、デュアーは、『対話編』に引用された権威ある書物はたいがい「ローマの歩兵の賃金」にも引用され、そのすべてが例外なくスミスの蔵書にあつたとのべ、そのうちで、二つの著

作において全く同じ引用がなされている例として、プリニウスの『自然誌』第三三巻第三章をあげている(八二ページ)<sup>(23)</sup>。

『対話編』において、学問がどんな役に立つかというナイトの問いに答えてドクターが展開する学問論(二四く三二ページ)は、「ローマの歩兵の賃金」においても類似の表現を見出す。すなわち「……人間がすべて他の野獣にまさるのは、人間が以前起こつたことを知り、自分でそれを現在の出来事と比較し、今後おこるべきことを推論するからである」<sup>(24)</sup>と。

デュアーは、その他にスミスが書いたものからも、『対話編』のテーマと共鳴するものを見出す。

『対話編』のドクターは、羊毛輸出にも国内毛織物にたいする課税にも反対し、国内毛織物業の奨励を随所で主張しているが(六九く七〇、九五、九八、一三七く八ページ)、デュアーは、スミスのセシル宛の手紙(二五四八年七月一日付、二五六四年七月六日付)を引用して、彼が常に羊毛輸出に反対し、国内産毛織物のために頑強に闘つたという<sup>(25)</sup>。

デュアーは、『対話編』におけるその他のテーマ、たとえば、商人や鑄造所の役人にたいする不信(二二六ペー

ジ)、俗人は学問上の論争にたいして慎重に(一五二〜三ページ)等々の発言は、スミスが他の著作で繰り返し返しているという。具体例を一つだけあげておこう。

『対話編』において、ドクターは、学者は神学、法学のみならずすべての教養学科リベラル・サイエンスの知識を持たねば完全ではない(二九〜三〇ページ)と語り、ナイトが、普通の学者は専門以外のことは話ができないが、この方はよろずのことに通じている(三九ページ)とドクターを紹介している。デュアーによると、このテーマはスミスが一五四二年に行なった就任講義の中で、法学は孤立した技術論ではなく、自分は論理学、修辞学、古代史、現代史等々を幅広く読み、ユステイニアヌス法典から六〇〇以上の章句を指摘することができる、とのべたことと共鳴しているという。<sup>(26)</sup>

ヘイルズの見解と『対話編』との違い

物価騰貴の原因について、ものが豊かなときに物価騰貴が起ころのは不思議だとする『対話編』(三九ページ)と対照的に、ヘイルズは欠乏から生ずると考える。<sup>(27)</sup> 彼はまたローマ法がイングランドには不自然で適していないとのべた。<sup>(28)</sup> 国産毛織物に対する課税を非難した『対話編』とは異

なり、ヘイルズはすべての織物に課税する法律に責任を負い、一五五九年に至っても原則的にそれを是認していた。<sup>(29)</sup>

とりわけヘイルズの見解が『対話編』とかけはなれているとデュアーが考えたのは、彼が物価騰貴や社会的災厄の原因を人間の貪欲に求めた点である。ヘイルズはいう、「多くの人の持つている自己愛(egotism)の心を取り除くこと」「神にそむく貪欲という飽くなき渴望を追い払い」「人間の貪欲にたいするこの飽くなき渴望を覚ます何かの工夫がなければならぬ」と。<sup>(31)</sup> この考えは、人間の貪欲を認め国家は報酬によつて誘導すべきだと考えた『対話編』(六二〜三、一三二ページ)とは異なるものであり、デュアーは「ヘイルズはこのような思想の深さと独創性のあるしを少しも示していない」と酷評する。<sup>(32)</sup>

スミス説再論

デュアーは小さな手がかりではあるが、といつてスミスを説を補強する事実をあげる。『対話編』の中でドクターは、悪鑄によつて良貨が不足している時、国王やジェントルマンが地代を現物で受取る方法を提案している(二二〜二二ページ)が、その方法はスミスが自ら実際に行なったこと

でもあった。すなわち彼は一五四九年夏、イートン・カレッジの地代を一部小麦と麦芽で支払わせ、一五七六年に「大学の維持に関する法律」を作成した時も、カレッジの地代を一部穀物で支払わせることとした。<sup>(33)</sup>造幣局役人の腐敗に関して、ナイトという名の造幣局役人の話が語られていて(一二七ページ)、ラモンドはそのような人物は確認できないといったが、デュアーは、サザックのウィリアム・ナイト、ロンドン塔のトマス・ナイト、プリストルのジョージ・ナイトという三人の役人が実在したこと、一五四九年の春と初夏にプリストルにいたスマミスが、その悪事を知っていた可能性があると指摘している。<sup>(35)</sup>

ラモンドが、スマミスは国会議員でなかったので『対話編』の著者ではないとしたことについては、彼がマールバラの議員であったというヒューズの反証があるが、デュアーもまたスマミスがサマセット公夫人宛の手紙で、彼が議会で攻撃を受けたとのべている別の証拠をあげている。<sup>(36)</sup>

#### 『対話編』の形式と対話の舞台

『対話編』の「はしがき」で、著者が「真理を明らかにするために、対話や会話の方法で議論をすすめるのがいち

ばんよい」(二一ページ)といっているように、対話が著述上の工夫であるとすれば、ラモンドやルブランシュがしたように、対話の舞台としてコヴェントリにこだわる必要はなく、登場人物を特定する必要もない、とデュアーは考える。そのうえで、スマミスが他の著作においても、しばしば好んで対話形式を用いた例をあげる。それは一五四二年の英語正字法に関する請願、一五六一年の『女王の結婚に関する対話編』等であり、『対話編』の詳細な目次と前掲論文「ローマの歩兵の賃金」冒頭の目次ともよく似ているという。<sup>(37)</sup>ヒューズはすでに『英国国家論』の詳細な目次表との類似を指摘していた。

#### W・Sと改訂のこと

一五八一年版のW・Sについて、デュアーはヒューズと同じウィリアム・スマミス説をとる。献呈の辞でのべられている不首尾とは、一五八〇年、ウィリアム・スマミスが、アイルランドのアーズ(Ards)にある伯父トマスの土地を回復しようと画策して帰国を命ぜられた出来事を指し、帰国したウィリアムは、トマスが晩年に改訂しておいた草稿を読んで、これを一五八一年に公刊した、とデュアーは考



サースクを読んだ時の違和感、あるいは喉にささった小骨がようやくとれた思いである。

- (1) Elizabeth Lamond(ed.), *A Discourse of the Common Weal of this Realm of England, First printed in 1581 and commonly attributed to W.S.*, Cambridge, 1893, reprinted 1929. 出口勇蔵監修『近世ヒューマンイズムの経済思想—イギリス絶対主義の一政策体系—』有斐閣、一九五七年。

- (2) 高橋誠一郎『古版西洋経済書解題』、慶応出版社、一九四三年。のち『高橋誠一郎経済学史著作集』第四巻、創文社、一九九四年、に収録。著作集版、三、七ページ。なお、この解題では、高橋氏が最初に一五八一年版を発見したのは一九一一(明治四四)年秋、ロンドン大学図書館所蔵のゴールドスミス・ライブラリーの中からであって、おそらくは氏が『対話編』に接した最初の日本人であったと思われるが、その後この書を求めてやまなかった氏が、ようやくラモンド版の一九二九年初版本をロンドンの古書店から入手したのが一九三九年二月のことであった、という興味深い事実が述べられている(同書、著作集版、三二—四ページ)。

- (3) 高橋前掲書、三ページ。  
(4) ウィリアム・スタフォード説については、山下氏の解説(出口前掲訳書、一九〇ページ)を参照。

- (5) 前掲訳書、一七二—一九四ページ。

- (6) Edward Hughes, 'The Authorship of the "The Discourse of the Commonweal"', *The Bulletin of the John Rylands Library*, Vol. 21, No. 1, April, 1937. 本稿を書くにあたって、訳書の解説者である山下博氏からご助言と同時に、容易に入手できなかったこの論文のリプリント版を提供していただいた。記して深甚の謝意を表したい。なおヒューズ論文は九ページの短いものなので、以下の紹介では出所のページ数を省略する。

- (7) 『対話編』の共訳者の一人である武暢夫氏は、ヒューズ論文以後、次に紹介するデュアー論文に先立って、ヘイルズの著作を詳しく検討して、彼の見解が物価騰貴、困いこみ、都市の衰微等の諸点で、『対話編』の主張と著しく異なることを鋭く指摘している(『ジョン・ヘイルズの改革案と『イギリス福祉論』』『富大経済論集』第六巻、第三・四号、一九六一年)。武論文は『対話編』の著者が誰であるかを論じるものではないが、その論旨は結果的にヘイルズ説の批判になっていることに注目したい。

- (8) Lamond, *op. cit.*, p. xlv.

- (9) ただし、前掲武論文は、ヘイルズも、共同権を侵害しない困いこみは、木を増産するという理由で推奨していることを指摘している(前掲論文、一四七ページ注⑩)。  
(10) 山下氏はルブランシュのスマイス説を紹介するなかで、すでにこの文章を引用している(出口前掲書、一八六

ページ、注(7)。

(11) スミスがフランス大使であったのは一五六〇年代から七〇年代にかけてのことで、『対話編』の執筆時期とされる一五四九年には元大使の経験を根拠にはできないのではないか。

(12) 一五八一年本には元の草稿になかったエリザベス女王にたいする献呈の辞が追加されている(出口前掲書、付録一、一五七〜八ページ)。

(13) J.Thirsk(ed.), *The Agrarian History of England and Wales*, Vol. IV, 1500-1640, Cambridge, 1967, pp. 211, 221.

(14) Mary Dewar(ed.), *A Discourse of the Commonweal of This Realm of England, Attributed to Sir Thomas Smith*, Charlottesville, 1969. チュアラーはこの書物の付録で、ラモンズが底本としたランバード写本を含む四つの写本と原草稿および一五八一年版との関係を論じて興味深いものがあるが、紙数の関係で紹介を省く。

(15) Do., *The Authorship of the 'Discourse of the Commonwealth', Econ. Hist. Rev.*, 2nd Ser., XIX, 1966, pp.388〜400. (以下 Authorship 省略)

(16) Do., *Sir Thomas Smith: A Tudor Intellectual in Office*, London, 1964. (以下 Smith 省略)

(17) *Ibid.*, pp. 50〜4.

(18) Authorship, p. 389; Smith, pp. 51〜3.

(19) 'The Wages of a Roman Footsoldier' or 'A Treatise

on the Money of the Romans' (Authorship, p. 390). なおこの論文の写本の一つは『対話編』の写本とともにイェルヴァートン・コレクションの中にあり、一五六二年、バリー卿ウィリアム・セシルに献呈されたもの(Smith, p. 188)と考えられ、この事実もスミス説を補強する材料である。

(20) Authorship, p. 391.

(21) *Ibid.*

(22) *Ibid.*, p. 392.

(23) *Ibid.*

(24) *Ibid.*, p. 393.

(25) Smith, pp. 45〜6; Authorship, p. 393.

(26) Authorship, p. 393.

(27) Lamond, *op. cit.*, p. xlii. 第一の原因として家畜・家禽の飼育不足をあげてゐる。

(28) Authorship, p. 395.

(29) *Ibid.*

(30) *Ibid.*

(31) Lamond, *op. cit.*, pp. lxiii〜lxiv.

(32) Authorship, p. 395.

(33) *Ibid.*, p. 396; Smith, pp. 185〜6.

(34) Lamond, *op. cit.*, p. 191, note to p. 117, l. 27.

(35) Authorship, p. 396.

(36) *Ibid.* n. 9; Smith, p. 28.

(37) Authorship, p. 397.

(38) Ibid.

(39) Ibid., pp. 398~9.

(まつむら こういち・大阪経済大学名誉教授)